平成２２年（フ）第３５号
佐賀県佐賀市城内２―６―10　キャッスルつかさ102号、住民票上の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津627番地１　大川住宅３号
債務者　佐藤　一也
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
佐賀市川副町大字福富23番地３
債務者　神武　成人
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
佐賀県佐賀市川副町大字早津江143番地12
債務者　橋本恵利子
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
佐賀県佐賀市兵庫南３丁目７番215号
債務者　實松　秀次
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
佐賀県佐賀市田代２丁目１番９号
債務者　松本　節子（旧姓北村）
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津311番地１
債務者　石橋　幸子
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
佐賀県佐賀市昭栄町２番19号
債務者　志岐　宣紀
１　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
宮崎市松山１丁目９番24号　アリュールアイ303号
債務者　水本　文香
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８号
宮崎市平和が丘西町34番地２　市営住宅91棟27号
債務者　尾前　秀丸
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７号
宮崎県都城市下川東４丁目3200番地84
債務者　楠見　慎哉
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５１号
宮崎県都城市丸谷町2557番地
債務者　吉原　悦郎
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目29番15号
債務者　大迫　京子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿児島市南郡元町13番24―102号
債務者　鳥井國次郎
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
鹿児島県大島郡龍郷町幾里101番地
債務者　喜島　早苗
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第９号
鹿児島県奄美市名瀬久里町13番３号　瀧田ビル303号
債務者　田畑　　葵（旧姓泉）
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１４号
鹿児島県奄美市名瀬古田町16番15号
債務者　吉井えみ子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４３２号
沖縄県那覇市金城５丁目５番地５　ライオンズシティ金城506
債務者　糸数　典子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８９号
沖縄県豊見城市字座安318番地４
債務者　賀数　鮎子（旧姓新垣）
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部